

いがしらリゾート戦略的構想書作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

いがしらリゾートは、令和3年度に策定した「井頭周辺エリア（南側エリア）活性化基本構想」をもとに、いがしらリゾート活性化協議会での関係者協議により、リゾート各施設連携でのイベント実施による価値向上や、基本構想の具体化に向けた各施設の改修、機能拡充など、エリアの活性化に向け取り組んできた。

本業務は、いがしらリゾートのハードソフト両面での更なる魅力化に向けた戦略的
事業構想を作成するにあたり、エリアの特性などを十分に理解し、本業務の遂行に最
も適した受託候補者を提案方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 業 務 名 | いがしらリゾート戦略的構想書作成業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 委託契約期間 | 令和7年度契約締結の日から令和8年3月31日まで |
| (4) 委託見積限度額 | 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3 担当部署及び問合せ先

真岡市 総合政策部 プロジェクト推進課 いがしらリゾート推進係

担当：本城谷、蜷川、鈴木

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

電話：0285-83-8196 FAX：0285-83-5896

電子メール：project@city.moka.lg.jp

4 参加資格

プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる全ての要件を満たす事業者等とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく真岡市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく再生計画または民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (5) 国税、県税、市町村税について滞納がない者であること。
- (6) 本市と円滑な連絡調整ができる地域に事業所を有していること。
- (7) 当プロポーザル及びその後の委託契約について、不正または不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

(8) 真岡市暴力団排除条例第2条第1号又は第6条に規定に該当する者でないこと。

5 スケジュール

令和 7年	6月11日(水)	実施要領の公表
	6月17日(火)	質問受付期限
	6月19日(木)	質問に対する回答
	6月20日(金)	参加申込書兼誓約書の提出期限
	6月23日(月)	参加資格確認結果通知書送付
	6月26日(木)	提案書の提出期限
	6月27日(金)	選考委員会
	6月30日(月)	審査結果通知
	7月上旬	契約締結

6 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、質問書(様式第1号)により電子メールで提出すること。

(1) 質問締切 令和7年6月17日(火) 17時受信分まで

(2) 提出先 電子メールにより、3に提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえで一括して質問回答書として取りまとめ、令和7年6月19日(木)までに、市ホームページに公開する。

なお、質問回答書は、本実施要領及び仕様書の追加または修正としてこれらと同様に扱う。

7 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書(様式第2号)

イ 会社概要(様式第3号)

会社情報(事業内容・経営状況)を補足する既存のパンフレット等があれば添付すること。

ウ 「法人税」及び「消費税、地方消費税」に未納がないことの証明書
直近3か月以内の証明書を有効とする。写しも可とする。

(2) 提出期限 令和7年6月20日(金) 17時必着

(3) 提出先 3に提出すること。

(4) 提出方法

持参または郵送(配達証明付書留郵便に限る)郵便書留で郵送するものとする。
持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで受け付ける。郵送の場合は、封筒表面に「いがしらリゾート戦略的構想書作成業務」と朱書きすること。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

仕様書に記載する業務内容を実現するため、次に掲げる各事項について具体的に記載すること。A4用紙2ページ以内とし、端的にわかりやすい提案書となるよう努めること。

(ア) 実施方針及び具体的なスケジュール

（事業遂行にあたっての事業実施方針と事業工程を記載すること。）

(イ) 業務実現にあたっての実施体制

（実施体制、企業の強み、役割分担及び各分野間の連携企業について記載すること。）

(ウ) 地方公共団体と地域活性化や魅力向上を目的とした同種（類似）業務の実績

（内容、契約金額及び成果を具体的に記載すること。（最大5件まで））

イ 見積書（任意様式）

任意様式により見積書を提出すること。積算の内訳を可能な限り詳細に記載し、見積額には消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

(2) 提出部数 7部（正本1部、写し6部、電子データ）

(3) 提出期限 令和7年6月26日（木）17時必着

(4) 提出先 3に提出すること。

(5) 提出方法 提出方法は7（4）と同じとする。

(6) その他留意事項

- ・ 1事業者1件の提案に限り、複数の提案は認めない。
- ・ 参加資格確認結果通知書を受けた後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

9 審査方法

本業務の受託候補者の審査選定にあたっては、いがしらリゾート戦略的構想書作成業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱のとおり、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受託候補者として選定する。

(1) 審査項目及び評価基準

別表「審査項目及び評価基準」のとおり

(2) 審査方法

提案書について、審査項目及び評価基準に基づいて審査及び評価を行う。

(3) 受託候補者の決定

- ・ 失格者を除いた者のうち、評価の総合点数が6割以上に達した者を選定の対象とし、最も点数が高い者を、受託候補者として選定する。企画提案事業者が1者のみの場合も同様とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積額が2(4)の委託見積限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 選定結果

選定結果については、提案事業者全員に7月上旬に文書で通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

10 契約手続

(1) 契約の締結

受託候補者として選定された者(以下「契約候補者」という。)と市は協議のうえ、必要に応じて提案内容に変更・修正を加え、業務の仕様を決定し、業務委託契約を締結する。

(2) 契約保証金

免除とする。

(3) その他

契約候補者が契約締結までの間に指名停止等の措置を受けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合等は、その者と契約の締結を行わず、次点者を契約交渉の相手方とする。

11 その他留意点

- (1) 提出された書類等の訂正・差替は原則として認めない。また、提出された書類等は返却しないものとする。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、真岡市情報公開条例に基づき対応する。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は全て提案者の負担とする。
- (4) 本実施要領に定めのない事項または本実施要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

別表

審査項目及び評価基準

	評価項目	評価基準	配点
提案内容	業務の実施方針と事業工程	業務の遂行に対して、実施方針が的確で、具体的かつ実現可能な事業工程となっているか。	5
	事業所の強み	業務実現に向けた事業所の強みを有しているか。	10
	企業連携	業務実現に向けて役割分担及び各分野間の企業連携が効果的かつ実現可能なものとなっているか。	20
	事業所の実施体制	本業務を履行するにあたり、円滑かつ効率的に業務を遂行できる実施体制がとられているか。	10
	事業所の業務実績	事業所が本業務と同種又は類似業務の実績を有しているか。	20
	技術者の業務実績	管理技術者、主任技術者、担当技術者が本業務と同種又は類似業務の実績を有しているか。	5
	見積価格	配点×(提案価格のうち最低見積価格/見積価格)	30
合 計			100